

千葉県学校教育情報化推進計画（案）に対して提出された御意見と県の考え方 について

千葉県教育庁教育振興部学習指導課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和4年12月9日から令和5年1月10日まで
- 2 意見提出者数（意見の述べ件数） 16人（74件）
- 3 提出された御意見の概要と県の考え方

※いただいた御意見について、趣旨を損なわない範囲で要約し、取りまとめました。

	御意見の概要	県の考え方
1	様々な取組を実施するのではなく、学校現場の負担を考慮して、取組を絞るべきではないでしょうか。	社会全体のデジタル化が進む中、学校においても ICT を限定的に活用するのではなく、ツールとして様々な場面に活用することが考えられます。県としましては、ICT を最大限に活用し、学習指導、校務等の全ての教育活動の効率化を図り、学校の情報化を進めることが重要だと考えます。
2	学校において、ICT を日常的に触れるためには、クラウドを利用した運用を提案します。家庭を含めた学校での ICT の利用は、今後、児童生徒や教員の ICT 利用を養うものと考えます。また、職員の校務の効率化にも繋がると考えます。まずは、ICT 機器の利用を日常的に行うことが、当該計画において重要だと考えます。	既に県立学校においては、クラウドを活用した学習活動や校務に取り組んでいるところです。今後は、クラウドを活用した取組をさらに進めるとともに、学校のみならず学校と家庭が繋がる取組を検討してまいります。また、家庭のネットワーク環境等については、県立高等学校や県立特別支援学校においてモバイルルータの貸し出しや端末の貸し出しを行っています。家庭においても子供たちの学びを止めないよう ICT を活用した学習に取り組んでまいります。
3	ICT 機器に対応するための研修が増え、本質的な教材研究が疎かになるのであれば、本末転倒になってしまいます。本質的な部分が見失われないように計画を進めていただきたいです。	ICT を使用することが目的にならないようにしていくためにも、授業の中で ICT を効果的に活用する学習活動の具体例を提示し、周知してまいります。また、実践事例の収集、指導主事等による助言等を実施してまいります。

4	<p>市町村ごとに ICT 環境が異なり、教職員が異動した際に、その都度覚え直さなければいけなく、同じ地区や管轄内では、同じ ICT 環境で勤務できるように ICT 環境整備を進めていただきたいです。</p>	<p>市町村立学校の ICT 環境整備等については、それぞれの学校設置管理者に委ねられています。そのため、県内全ての自治体の ICT 環境を共通化することは、現段階では難しいと考えています。</p> <p>県としましては、国の動向を踏まえ、今後、各自治体を実施する ICT 環境整備に係る調達等を県が中心となって共同整備するための仕組みを検討していく予定です。</p>
5	<p>デジタル・シティズンシップ教育と情報モラル教育の教育内容は密接に関連していて、これまで実践してきた情報モラル教育を生かし、デジタル・シティズンシップ教育の視点を加えて推進すべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえて修正しました。</p>
6	<p>デジタル・シティズンシップ教育の推進は、好事例の周知だけでは不十分と考えます。</p> <p>学校での実践結果を教職員や関係者との間で共有し、県の実態を踏まえたデジタル・シティズンシップ教育事例や教材を作り、変化の激しい情報社会に柔軟に対応するために教材を更新していくことが重要であると考えます。</p>	<p>デジタル・シティズンシップ教育については、全国的にも実践事例が少ない状況です。まずはデジタル・シティズンシップ教育への理解を深めていくよう、研修等を充実するとともに、先進的に取り組まれている事例を積極的に周知してまいります。</p>
7	<p>デジタル・シティズンシップ教育は、児童生徒だけではなく全世代に必要な資質です。学校が基点となり、教職員、児童生徒、保護者を中心に、外部機関と連携しながら実践することで効果的に進めることができると考えます。</p> <p>また、デジタル・シティズンシップは、欧米用語であり、シティズンシップ（主権者）教育との混同も避けるため、デジタル・シティズンシップ教育を推進するための新たな用語を千葉県として定着させるべきと考えます。</p>	<p>デジタル・シティズンシップ教育だけに限らず、全ての教育活動において、学校、家庭、地域等が緊密に連携を図りながら子供たちを育てることは重要だと考えます。</p> <p>本計画においても家庭との連携だけではなく、地域や大学等との連携を進めるように示しています。</p> <p>また、「デジタル・シティズンシップ教育」に県独自の用語を設定することについては、国の動向を踏まえて必要に応じて検討してまいります。</p>

8	<p>養護教諭、栄養教諭へのタブレット等の支給及び保健室への Wi-Fi の設置をお願いします。自治体や学校によっては、児童・生徒の出欠席を web で実施しているところもあります。また、今、保健室登校の児童・生徒もたくさんいますが、保健室には Wi-Fi が設置されていないため、保健室ではタブレット等での学習ができず、従来通りのノートと教科書のみでの学習をしています。傷口や手当て等をタブレット等で画像として保存して養護教諭同士での学び合いや、歯磨き指導などの健康指導にもタブレットは有効に活用できると思います。</p>	<p>全ての教員が、ICT を活用した教育活動を行うことで、校務の効率化を進めて行くためには、校内のどの教室等においても ICT が活用できることが必要であると考えます。</p> <p>引き続き、県立学校の事例を市町村教育委員会に周知するなど、担当する校務や職によって、ICT 活用に差が生じないように取組を検討してまいります。</p>
9	<p>ICT における最大の利点は、情報の集約と活用が考えられます。生徒の出席状況や学習の進捗状況をクラウドにてデータ管理することで、様々な活用方法を検討することが可能です。また、ICT を活用することで、事務作業の負担軽減やデータの可視化による自己成長の実感等のメリットがあります。</p>	<p>既に県立学校においては、クラウドを活用した学習活動や校務に取り組んでいるところです。今後は、クラウドに蓄積されたデータを適切に活用して、子供たちが自ら学習の振り返りを行ったり、教員が児童生徒一人一人の状況に合わせた適切な指導を講じたりできるようにする等、教育データの利活用に向けた取組を研究してまいります。</p>
10	<p>今、急性内斜視や近視眼の子供が増えているため ICT 教育と合わせて、目の体操やストレッチを取り入れて欲しいです。</p>	<p>ICT 端末の利活用に当たっては、健康面に留意して活用することが重要と考えます。本計画においても、各学校において文部科学省が作成したガイドブックやリーフレットを活用するように示しています。また、日本眼科医会が作成した各種資料も活用し、子供たちが健康に留意して ICT 端末を活用できるように取り組んでまいります。</p>
11	<p>県立学校では、Microsoft365 をメインツールとした ICT 化を進めていますが、県が実施している研修は Google Workspace の研修の割合が多く、また、特定の端末に限定した研修も見られます。実態に応じたきめ細かな研修体制の整備が必要と考えます。</p>	<p>県が実施する研修は、県立学校のみならず市町村立学校の教員も対象としているため、自治体によって異なる ICT 環境を踏まえて、幅広く研修を用意し、実施しています。今後とも教員のニーズに応えるとともに、地域等に考慮した研修を実施してまいります。</p>

12	<p>令和 3 年度末に県立高等学校において、貸出用端末を整備しましたが、今後、不足した際にはどのように対応するのでしょうか。</p>	<p>各学校において、必要となる端末数を想定して整備したところです。</p> <p>なお、県教育庁及び県立高等学校から令和 5 年度入学生に対して、保護者負担により端末を購入していただくようお願いしています。</p> <p>子供たちの情報活用能力を育成する観点からも、他の学習用具と同様にタブレット端末等の購入をお願いしてまいります。</p>
13	<p>県内の各学校の教材を県教育委員会が集約して、児童生徒が活用することができるようになると、学び直しや発展的な学習にもつながると考えます。また、県内の生徒が専門学科の学習内容を検索し、活用できるようにデータベース化できるといいと思います。</p>	<p>県立高等学校においては、ICT を活用した実践事例を、県が運用する千葉県学習共有ポータルに掲載しています。なお、専門学科の学習内容については、各学校のウェブサイト等で発信するなど情報発信に努めています。また市町村立学校においても県教育委員会ホームページに実践事例を掲載するなど、全ての教員が参考にして活用できるようにしています。</p>
14	<p>教育庁と学校のネットワークが分離しているため、教頭・副校長の校務に負担がかかっています。教育庁からの文書等を直接、教職員に電子で配布、転送することができません。</p> <p>また、サービス関係の処理も電子提出ができないため、紙媒体で提出されたものを教頭や事務職員等が教育庁のネットワークに入力している状態です。教職員の ICT 機器の充実を図るとともに、「働き方改革」の観点からも、教育庁と教職員のネットワークの一本化を計画して欲しいです。</p>	<p>教育庁と学校のネットワークの統合を含めた県全体の DX 化は、「働き方改革」の観点からも効果が見込まれます。</p> <p>今後、課題を整理した上で、関係部局と研究を進めてまいります。</p>
15	<p>県立学校では体育館や実習でインターネットを利用した授業をしようとしても Wi-Fi 設備がないため使用することができません。</p>	<p>県立学校のインターネット環境については、令和 4 年度に BYOD ネットワークを整備し、令和 5 年度には、特別教室等の Wi-Fi 環境を整備するために可搬型のアクセスポイントの設置を行う予定です。</p> <p>今後、学校の ICT 活用状況等を踏まえて、学校内のネットワーク環境の在り方を研究してまいります。</p>

16	<p>学校の情報化が進む一方、教職員の ICT 活用指導力の格差が課題に挙げられます。特に小学校は教育課程の都合上、研修の時間を取るのが難しい状況です。また、教員の ICT 指導力向上には時間を要することから、教員でなくても実施できる業務は、外部人材に委託できるように配慮が必要だと考えます。学校教育の情報化が子供に向き合う時間の確保や働き方改革に繋がるとは考えにくいです。</p>	<p>令和 5 年度は県立高等学校において、外部委託による ICT 人材を学校に派遣し、ICT を活用した授業改善を主とした実証研究に取り組む予定です。</p> <p>市町村立学校の ICT 人材の配置についても、学校設置管理者によって進められています。今後、関係自治体に対して、その必要性を周知するなど、積極的に配置するよう指導してまいります。</p>
17	<p>ICT 端末を自宅に持ち帰って家庭学習で活用することは、家庭間における格差や保護者の理解が進んでいないため、円滑に進んでいるとは思えません。児童の ICT 活用の差もあるので推進していくことで、学力差も出てくるように感じます。</p>	<p>これからの社会を生き抜く子供たちにとって、学校を卒業した後も様々な場面で学び続けることが求められます。そのため ICT 活用は学校だけに限らず、家庭や地域においても進める必要があります。</p> <p>自治体によっては、家庭での学びを止めないために、貸出用ルータ等を整備しています。引き続き、各関係機関が連携しながら家庭間の ICT 格差が生じないように周知してまいります。</p>
18	<p>ICT 活用をしていく中で、何を簡素化し、どのように働き方の改革に繋がるのかが明確ではありません。また、ICT を新たに活用することで業務が増えていく印象を強く感じます。今までの校務を見直し、抜本的に減らすような取組を ICT 活用と併せて取り組んで欲しいです。</p>	<p>ICT を校務改善に生かすためには、まずは、校務の分析・整理を始める必要があると考えます。不要な業務を削減し、教員でなくても取り組める業務をサポート人材や地域に委ねるなど、校務の分析・整理を行った上で、ICT を活用した校務改善の具体策を検討してまいります。</p>
19	<p>ICT 活用は、大切なこと、重要なことという認識はありますが、急激な ICT 化によって、ベテラン層の早期退職につながらなければという心配があります。</p>	<p>ICT の活用により、ベテラン教員の経験や知見が一層効果的に活かされるように、引き続き教員のキャリアステージやニーズに応じた研修の充実を図ってまいります。</p>

20	<p>今後、ICT 機器を扱う技能や機会の重要性は高まり、できるだけ早い内から子どもたちに触れさせる機会を与えることは必要だと考えます。そのような状況下で、教員が指導技術を身に付けて、全教員が児童生徒へ指導できるまで待つことは現実的ではないと思います。</p> <p>教員は児童生徒と共に学ぶくらいのことがあってよいと考えます。今まででは考えられなかった立場を越えた学習が、「協働」の概念やこれから目指すべきアクティブ・ラーニングの理解に児童生徒・教員それぞれの立場で繋がるかも知れないと考えます。</p> <p>また、情報モラル教育でも、理論だけ知ったとしても生きた場でないと理解できないことが多いです。失敗を恐れず、児童・生徒と同様、教員もそこから学び取る意識をもたなければならぬと思います。</p>	<p>本計画では、教員個々の力に頼るのではなく、子供たちや様々な機関等と連携しながら、教員の ICT 活用指導力を高めることを目指しています。教員が子供に学びを教授するだけでなく、教員と子供が双方に学び合うことで、教員、子供の情報活用能力が向上すると考えます。</p>
21	<p>p 1 「はじめに」、p 3 「1 策定の趣旨」、p 4 「2 目指す姿」には、国の「学校教育の情報化の推進に関する法律」の「目的」「基本理念」の内容とは異なった県教育委員会独自の視点が色濃く出ており、法律との整合性から疑義があります。特に「教員」「学校」の可能性を引き出す、“意欲”を引き出すは曖昧な表現であるばかりか、「法律」の趣旨（目的、基本理念）から逸脱していて問題だと思います。</p> <p>そのため、p 1, 3, 4 については再検討を求めます。特に、次の3点を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子供（あるいは児童生徒）」「教員」「学校」と一括して扱うことはやめるべきだと思います。 ・「可能性」「意欲」といった曖昧な表現は不適切です。 ・「校務の効率化」で教職員の負担軽減とする考え方は問題です。教職員の負担軽減には、業務の精選・縮小、教職員増等の抜本的な改革が必要です。 	<p>本計画は、国の「学校教育の情報化の推進に関する法律（以下「法」という）」の策定義務を踏まえて作成しているものの、その内容は法の全てを踏襲するのではなく、県の実態を踏まえた千葉県ならではの計画として作成しています。</p> <p>「可能性」や「意欲」については、御意見を踏まえて修正しました。</p> <p>校務の効率化については、校務を ICT に置き換えるだけでなく、まずは、校務の分析・整理を行った上で、ICT を活用することが重要だと考えます。</p>

22	<p>p.3の「本計画は、法第9条において」の部分 「本計画は、法第1条の目的及び第3条の基本理念を実現するため、第9条において～」とする。 法の目的と基本理念は最重要であるからその点を記載してください。</p>	<p>本計画は、法律第9条の「都道府県は、学校教育情報化推進計画を基本として、その都道府県の区域における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。」とされていることを基本として、県の実態を踏まえて、千葉県ならではの計画を策定しています。</p>
23	<p>「学校教育の情報化の推進に関する法律」の第1条の目的及び第3条3項の基本理念に基づいて環境整備を行うためには公的支援が必要です。 教育委員会は財源の確保に向けて、国及び県財政課に対して継続的な財政支援を行うよう強く要望していただきたいです。</p>	<p>これまでも国に対して、学校のICT環境整備に係る財政措置を要望してまいりました。引き続き、国に対して、要望してまいります。</p>
24	<p>p.4の「一斉授業からの脱却を図り」について、「一斉授業」にも意味はあります。ICTの活用が一斉授業の脱却にはなりません。また一斉授業を否定する必要はないと考えます。文頭にあると今までの授業の在り方を否定しているように受け取れるので、文中あるいは文末に持ってくるか、「従来の一斉授業に加えて、ICTを～」とした方がよいと思います。</p>	<p>御意見を踏まえて修正しました。</p>
25	<p>p.4に「ICTを活用して「子供」「教員」「学校」の“意欲”を最大限に引き出す取組」とありますが、一方p.1では「・・・子供・教員・学校の可能性を引き出す取組」とし、さらにp.4には「・・・児童生徒・教員の力を最大限に引き出し・・・」とありますが、「“意欲”を最大限に引き出す」、「可能性を引き出す」、「力を最大限に引き出し」と3つの表現があり、一体何を引き出すのか混乱します。特に、「意欲」「可能性」は何を指すのか意味が分かりません。「策定の趣旨」、「目指す姿」として不適切ではないでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえて修正しました。</p>

26	<p>p.5の「しかしながら、県立学校における・・・」の文で、県立学校の1人1台環境整備が進んでいないことを強調していますが、その原因は、小・中学校に比べて県立学校に対する予算措置があまりに貧困であることは明らかなです。また、ICT活用や校務のデジタル化が進まない原因を「教員の指導力」の問題とするのは大きな問題です。専門のサポート体制、人的補助を行わずに、学校現場に丸投げしていることが問題だと思えます。</p>	<p>これまで県立学校において、BYOD ネットワークの整備や貸出用端末の整備、教員用校務端末の整備等、市町村立の小・中学校等と同様にICT環境整備を進めてまいりました。また、令和4年度には、学校ヘルプデスクの充実を図り、令和5年度からは、実証事業によるICT教育に係る専門人材を学校に配置するなど、今後とも学校へのサポート体制の充実に取り組んでまいります。</p>
27	<p>p.5の「教員がデジタルの恩恵を受けていない面も見られる。」について、「恩恵」と言い切ってしまうのでしょうか、デジタル化したことで個々の教職員にとって手間が増えることもあります。表現を慎重にしていたただきたいです。</p>	<p>紙で処理してきた作業をデジタルに切り替える時に、一時的にデジタル化への作業負担に対する負担を感じるということが考えられますが、一度デジタル化した作業は、以降、効率的に実施することが期待できます。</p> <p>現在、各学校においては、アナログからデジタルへの移行を進めており、一時的に教員、学校が負担を感じているかもしれませんが、現在の取組が、これからの学校のDXデジタル化につながり、効果が表れると考えます。</p>
28	<p>p.6の「各種調査の結果概ね全国平均と同等であり、ICT機器の活用状況もほぼ全国平均と同等で、ICT端末を新たな学びのツールとして日常的に活用する状況に至っていない。」について、「ほぼ全国平均と同等で、日常的に活用する状況に至っていない」の表現は全国平均であることを否定していることになりませんが、そのような意味で受け取ってよいのでしょうか。</p>	<p>本県では、ICT機器を子供の学びにおいて日常的に活用することは、「ほぼ毎日」活用することとして目標に掲げ取り組むため、現在の結果からは、表記の通り、日常的に活用する状況には至っていないと考えます。</p>
29	<p>p.11の「各教科等の指導を通じて育成を目指す資質・能力を育成する者に当たっては」について、「者に当たっては」が、具体的に誰を指しているのかわかりにくいので、わかりやすい表現にしてみたいです。</p>	<p>御意見を踏まえて修正しました。</p>

30	<p>p.14の「ICTの活用による校務の効率化により、教員の事務業務にかかる時間を減少させる必要がある。」について、「減少させる必要がある」から「減少させる必要もある」に修正をお願いしたいです。「効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにするために」必要なことは、「ICTの活用による校務の効率化」だけでは実現することはできません。また、校務の効率化を進めるためには、教職員が利用する会議室等のネットワーク環境の整備が不可欠です。</p>	<p>御意見のとおり ICT を活用しただけでは校務の効率化を図ることはできないと考えます。校務の効率化を図るために必要な環境を整備することや、校務そのものの分析・整理を実施した上で、ICT を活用した校務の効率化を図ることが必要と考えます。</p> <p>なお、必要な環境整備については、県立高等学校では、教職員が利用する会議室等のインターネット利用を可能にするために、令和5年度に可搬型のアクセスポイントの設置を行い、ICT を活用した校務の効率化に向けた取組を進めてまいります。</p>
31	<p>p.36の「県においては、県立学校の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。」について、この文章に続けて、「そのため、情報通信技術支援員等の人的配置により、各学校での取り組みを支援する。」を付け加えてください。教職員による ICT の活用とそのための整備はこの支援なくしては、各学校現場の負担は解消されず、「教員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え」（p.14）、「学校の業務改善を図り、教職員の労働時間の短縮をより一層推進」（p.16）、また「子供に向き合う時間の確保に向けた「働き方改革」を推進していく」（p.36）ことはできないと考えます。</p>	<p>外部人材の活用については、「6（3）ICT推進体制の整備と校務の改善」項目において、記載しています。なお、「8. 基本的な方針を実現するために留意すべき視点」は、計画全体を進めるための留意事項を記載しており、情報通信技術支援員の配置が留意事項には当たらないと考えます。</p>
32	<p>p.41の「f.県立高校におけるオンラインを活用した複数校指導の実施の検討」について、所属校での教育活動をはじめとした校務があり負担増になることは必至です。働き方改革に逆行しているのではないのでしょうか。「学校規模により教員の確保・配置が難しい学校がある」としてありますが、教員不足、なり手不足には様々な要因があるので、その解決に取組んでもらいたいです。</p>	<p>文部科学省の調査では、保有免許状以外の教科を指導する教員が全国的に多いといった結果が示されており、本県においても一部の教科において臨時免許状を交付するなどして指導をしている状況にあります。</p> <p>全ての子供たちに教員の高い専門性を教授するためにも、オンラインを活用した複数校指導は有効な取組の一つと考えます。</p> <p>なお、御意見にあります「教員の不足」といった問題は、教員養成や教員採用に係ることのため、関係課に共有します。</p>

33	<p>p.41 の「g.通信制高校における ICT を活用した学習活動の充実」について、千葉大宮高校の教員の負担軽減のためにも「検討していく」ではなく、早期の実施を目指して取り組んでもらいたいです。2024 年度から銚子商業高校でも通信制協力校が実施されるので、授業の映像配信が可能になれば、館山総合高校と銚子商業高校の 2 か所で同じ授業を実施することが可能になります。積極的に取り組んでもらいたいです。</p>	<p>千葉大宮高校の ICT を活用した授業を充実させるためにも、早急に取り組んでまいります。</p>
34	<p>p.42 の「c.大学・企業等と連携したデジタル人材育成のための体制の構築」について、教職員のスキルアップも大事ですが、校内の教職員だけで対応していくことには限界があります。ICT 分野の教育は高度化しています。生徒の学びを保障するためにも、より専門的な知識や技能を身に付けた方からの指導が必要だと思えます。</p>	<p>本計画では、教員や学校が子供たちの教育を全て担うのではなく、学校、家庭、地域、大学、企業等などが連携しながら、子供たちの情報活用能力を育成することを目指しています。</p>
35	<p>p.51 の「c.教員の個別最適な学びを推進するための研修履歴システムの活用」の「無意識のうちに蓄積されてきた自らの学び」について、悉皆研修なら「無意識」ということもあるかもしれませんが、希望して参加している研修において「無意識」ということはないのでしょうか。教職員の研修意欲を軽んじている文言にも受け取れます。「無意識のうちに」は削除したほうがいいのでしょうか。</p>	<p>当該事項における「無意識」の扱いは、研修を受講することに対して意識するのではなく、受講履歴が意識することなくデータ化され、そしてその結果が可視化されるといった一連のデータ処理が「無意識」に行われるものということを指しています。</p>
36	<p>p.52 の「f.「一人一事例を創出」みんなで創る実践事例サイトの構築」の「県内の全ての教員が ICT を活用した取組を実施」「事例の質を問うことはせず」について、悉皆での実施は教職員の負担になります。強制にならないようにしてもらいたいです。</p>	<p>教職員一人一人が、実践している事例を持ち寄り共有することで、教員の指導力が高まるとともに、教職員の負担軽減にもつながると考えます。</p> <p>多くの教職員に協力を求めることで、県全体の ICT を活用した授業や校務の効率化を推進してまいります。</p>
37	<p>p.53 の「c.端末の安定的運用のための支援体制の構築」について、「検討していく」ではなく、早期の実施をお願いしたいです。</p>	<p>令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度においても学校ヘルプデスクを整備し、学校ヘルプデスク機能の強化及び学校の ICT 運用に係るサポート体制を構築する予定です。</p>

38	<p>p.59 の「d.県教育委員会通知文書を学習ポータルサイトへ掲載」について、教頭の負担軽減のためにも早期に実施してもらいたいです。また、県の全庁ポータルサイトに接続できるように検討をお願いしたいです。</p>	<p>通知文書の管理において、千葉県学習共有ポータルを活用できるように取り組む予定です。また、学校と県のネットワークの統合については、今後、課題を整理した上で関係部局と研究を進めてまいります。</p>
39	<p>p.60 の「h.ICT 活用推進のための統括責任者（教育CIO、学校CIO）の設置」について、「学校CIO」の配置が教職員の負担増にならないようにしてもらいたいです。</p>	<p>学校の管理職は、学校の情報化を進める上で必要なビジョンを持ち、学校の情報化を推進するための体制づくりを構築する役割などを担っています。学校の情報化を推進するためには、学校CIOの配置は必要な職として考えます。</p>
40	<p>p.61 の「a.県立学校におけるBYOD等による1人1台端末環境の整備」の「BYODによる1人1台端末」について、生徒が使用する端末は学校に配布されている端末の場合もあり、必ずしも「BYOD」ではありません。項目名との整合性をとって「BYOD等による」、もしくは「BYODによる」を削除するとよいと思います。</p>	<p>県教育庁では、BYODを原則としており、学校に配備した端末は、貸出用端末であり、家庭において端末を用意できない生徒や端末を忘れてしまった生徒等に対して貸し出すことを目的としていることから、表記の整合性はとれているものと考えます。</p>
41	<p>2022年末より、2023年度高校入学予定の保護者に対して端末の購入（保護者の自己負担）の動きがあり、中学生保護者、中学校教職員、県立学校教職員に混乱をもたらしています。</p> <p>県立学校の情報教育の充実、ICT活用や校務のデジタル化は県が十分な予算を組んで実施すべきものであり、間違っても生徒・保護者負担で行うべきものではないと思います。また近隣都県では、国の補助金を活用しながら整備を進めていると聞いていますが、千葉県は国に要請しないのでしょうか。</p> <p>国の「学校教育の情報化の推進に関する法律」の3条には、「その家庭の経済的な状況等にかかわらず」「教育の機会均等が図られるよう」と明記されています。この基本理念に基づいて県の「推進計画」を再検討し、裁定案を示してください。</p>	<p>県立学校におけるBYODによる1人1台環境の実施については、令和4年度当初から十分な時間をかけて周知してきたところです。</p> <p>また、国の補助金を活用した整備については、昨年度末に県立高等学校に整備した貸出用端末が国の補助金を活用して整備したものです。経済的な状況等により端末を用意できない家庭に対しては、学校に整備した端末を貸し出すよう周知しています。</p>